

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和4年 月 日	
和歌山県知事 殿	
提出者	
住 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町窪470の1	
氏 名 公益財団法人 和歌山県下水道公社	
理事長 西山 進	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0736-22-2241	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	那賀浄化センター
事業場の所在地	和歌山県岩出市中島1170番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	36 水道業(下水道施設維持管理業)
② 事業の規模	基本財産 4,050万円
③ 従業員数	24人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	下水汚泥(脱水ケーキ)→処理業者→再資源化(肥料・セメント原料) 下水汚泥(しき)→処理業者→焼却

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
<p>(管理体制図) 所長→水質管理係</p> <p>(管理体制)：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正な廃棄物処理を図るため処理についての必要な事務を定め運用を実施している。</p> <p>(役割)：所長——収集運搬・処理処分業務の検査・マニフェストの確認 水質管理係——汚泥のマニフェストの登録・処理経過等の確認及び収集運搬・処分委託業務の発注等</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラスくず等
	排出量	1793.72 t	0.02 t
	(これまでに実施した取組) 重力濃縮と機械濃縮を併用し、汚泥の引き抜き方法を工夫し、汚泥の腐敗を防いでいる。凝集剤添加率の調整や脱水機の運転調整により汚泥量を減量し、環境負荷の低減を図っている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	2120.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 下水管の接続促進により、汚水流入量の増加が予想される。 上記①の取り組みを充実させるとともに、中間処理等の再資源化を推進させる。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥を、スクリーンにより脱水ケーキとしさに分別している。 それぞれの廃棄物を分別保管している。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記①の取り組みを充実させる。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラスくず等
	全処理委託量	1793.72 t	0.02 t
	優良認定処理業者への処理委託量	883.27 t	0.02 t
	再生利用業者への処理委託量	1774.05 t	0.02 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処分業許可証等を確認して委託先を選定している。 定期的に処理実施状況の確認をしている。 可能な限り再資源化を行う業者に委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	2120 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1000 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2070 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥含水率縮小に務め、汚泥量の縮減を図る。 可能な限り再資源化処理を行う業者に委託する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。